

平成 26 年度 静岡県国土利用計画審議会

- 1 日 時：平成 26 年 9 月 24 日（水）14 時 30 分～16 時 15 分
- 2 場 所：静岡県庁本館 4 階特別会議室
- 3 出席者：13 名
- 4 議 事：（1）審議事項
 - ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について（2）報告事項
 - ・森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
 - ・「国土のグランドデザイン 2050」について
- 5 配布資料
 - ・次第、出席者名簿、配席図
 - ・土地利用基本計画図の一部変更（案）について
 - ・森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
 - ・「国土のグランドデザイン 2050」について
 - ・静岡県国土利用計画審議会条例
 - ・国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱

資料 1

資料 2

資料 3

参考資料 1

参考資料 2

（司会）

それでは、定刻となりましたので、第 1 回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

委員の皆様の出席状況につきまして御報告をいたします。本日は当審議会委員 20 名のうち 13 名の皆様の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は「国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱」に基づきまして公開で実施いたします。なお、本日の一般の傍聴者はお見えになってございません。

それでは、審議会開催に当たりまして企画広報部長から御挨拶を申し上げます。

（事務局）

国土利用審議会開催に当たりまして、事務局側を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は皆様方大変お忙しい中、この審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本県では、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を総合計画の目標に掲げまして、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくり。それと、これを具体化するための「内陸

のフロンティアを拓く取組」を進めております。こうした取組によりまして、県土利用の質的な向上、さらには限られた県土の適正かつ合理的な利用を進めているところでございます。

本日は、今年度第1回目となります審議会でございますが、本日の議題は次第にございますとおり「土地利用基本計画図の一部変更」について御審議をお願いするものでございます。

また、本日はこの7月に国で公表されました「国土のグランドデザイン2050」、こちらのほうが、今、地域創生の取り組みとも相まって、これから非常に大事な取り組みになるということで、国土交通省の国土政策局総合計画課から国土管理企画室長にお越しをいただいております。

今後、本グランドデザインを踏まえて、国土形成計画でありますとか、さらに国土利用計画の改定が予定をされておりますので、本審議会での語報告をさせていただきながら、また、皆様方とも御議論ができればと思っております。限られた時間ではございますが、各委員におかれましては、御審議をよろしく願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例の定めによりまして会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

今日は26年度の静岡県土地利用基本計画図の一部変更の審議、林地開発許可の報告。それから「国土のグランドデザイン2050」の、この3つでございます。できるだけ多くの人に発言をしていただくというのが、私はこの会議をやっていく上での基本的な考え方です。ぜひなんなりと発言をしていただきたい、このように思います。

それから、国土交通省からもお出でいただきましてありがとうございます。どうぞその場におきましても、何か御意見がございましたら口を挟んでいってください。お願いします。

それでは、審議に入らせていただきます。静岡県土地利用基本計画図の一部変更につきまして事務局から説明をお願いします。

<土地利用基本計画図の一部変更（資料1）について事務局より説明>

(会長)

ありがとうございました。今、6件の説明がございましたけれども、これにつきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがですか。

(委員)

基本的にきちんとした手続の中で、書いていることですので、もうこの段階に来ると

言えないという話なのですけれども、それでもやっぱり県の役割、市の役割、それから土地というものに対しての考え方というのを毎回毎回少しずつでも前に進めていかなければいけないなという思いがあって、いつもここにいるのですが、私たちどうしても自分の土地というと、自分のもので、でも、たかだか人間なんて七、八十年しか生きませんから、そこから先はまた違う人の手になって、最終的に持っているときでも市のものであり、県のものであり、国のものでありという感覚を持たなきゃいけないのですが、その点がどうしても、自分の土地は好きなようにしていいというね、どうしてもそれが日本人独特の感覚なのかなと。市街地の中では、日本人が一番世間体というのを気にするので、いろんな人たちの目があれば、何らかのブレーキが利くわけなのですが、森林とか山の中、世間の目が届かないところに関しては、今後どうなるかということがクエスションの場合があって、よっぽどひどいことになって、初めて行政が動く、または地元が動くということになってくる。震災のときの、東電の原発問題とかを見ると、あれで国土が狭くなったとか思うわけなのですが、地域が、または地元がそういったことに関して言える機会というのが、事が起こって、その相手方の手元にあって、土地利用を効率的に何も問題でなければ、地域とか、自治体と言えらるべきがないのですよね。だから、土地に関して、何かが起こったときに、意見が言える環境を整えなければいけないのかなということ、そろそろ市と県が一緒になって考えていかなければいけない時期に来ているのではと思います。

特に森林に関しては、先ほど言ったように、目がいかないということなので、例えば落ちついたというか、安心して企業が土地利用を変えて、活用していくということだったら、安心はできるのだけれども、この企業は一体、今は調子いいけど、どうなるのかしらという部分。そうすると、企業に対して会社の状況をちゃんと土地を、山の中、または水源地に近いとか、何らかのルールが必要なのもかもしれませんけれども、そういうところに関しては何か言える環境をつくっていきなり、何なりしていけないか。それに関しては、ここで言って、はい、できますという問題ではないのですが、地方自治というか、自治の分権も進んで来る中、地元での問題もあるし、県と市、町が一緒になって、そのあたりをしっかりと考える環境ってできないか。それとまた1つに、そういった開発が行われた場合の周辺の環境に関して、何らかこういうことを配慮しなさいというような約束項目とか、附則みたいなものが言えるようにならないかなというのが思っているのですけれども、そのあたりはどうなのかしらというところなのです。

(会長)

少し総論めいた話なのですが、事務局のほうで、今の委員の意見に御見解があれば。

(事務局)

今、委員がおっしゃられた、森林地域を1つの例としてお話いただいたのだと思いますけれども、やはり将来の土地利用をどのように考えていくかということに関しましては、県、市の行政だけではなくて、地域というものを一体となって考えていく、そういう場面は当然重要になってくると思います。森林地域の取り扱いにつきましては、開発

行為として進出した企業が数年間で経営が窮した場合においては、当然空き状態で管理されない状況になってしまい、森林地域の開発行為が長期にわたって維持されることなく悪影響を及ぼすこととなります。そういった場合に、企業の経営状態も総合的に判断した上で、考える必要があるのではないかとということですが、林地開発の許可の段階でそこまで踏み込んで判断するという事は、なかなか難しいかと思えます。あとは許可段階での改善措置であるとか配慮事項がしっかりと運用されているかどうかというものを行政としても、地域としてもしっかりと監視していくということが当然重要になるかと思えます。

現在、森林部局におきましても、開発許可が終わって工事が完了した段階で、5年間についてはしっかりと追跡調査をやっており、さらに5年を過ぎた段階におきましても、毎年度森林パトロールという形で、不法行為がないか、あるいは不適切な森林に対する違法行為がないかについては監視をしています。さらに、地元からも通報制度ではないですけれども、よからぬ動きがあった場合については情報提供いただくという形をもって、県、市、地域と一体となって地域の土地利用を監視していくという枠組みで進めておりますけれども、先生がおっしゃられた枠組みについては、今後検討していく必要があるかと思っております。

(委員)

多分、そのときの担当の人で、そういう、みんなで努力してということもそうなのですけれども、土地利用、土地に関しては、やっぱり要綱なり、条例なり、何らかのルールをきちんとつくって、できなかつたら罰則まではいけないかもしれませんが、そういう静岡県独自方式じゃないですが、あってもいいのかなど。別にそれは静岡県が持っていればいいことで、今日なんかも民間の委員は少ないけど、これだけのそうそうたる県議の先生たちもいらっしゃいますから、その方たちとも協力して、静岡県の土地は静岡県が責任を持ってちゃんと守るという体制をできればつくっていただけると、将来的にというのでしょうか、この審議会ももっと民間の方が出てくるようになるかなと思っておりますので、お願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。御意見ということで受けとめさせていただきます。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

特段御意見もないようでございますので、それでは、この一部変更案につきましては、審議会としては「意見なし」ということでさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。続きまして、報告事項に入ります。森林地域の縮小に係る

隣地開発許可案件について、事務局から説明をお願いします。

<森林地域の縮小に係る林地開発許可案件（資料2）について事務局より説明>

（会長）

ただいまの説明につきましては、御意見、御質問がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。特段、御意見、御質問がないようでございますので、報告事項でございますので、次に進ませていただきます。

次は、「国土のグランドデザイン2050」についての報告です。本日は、会議の冒頭に部長からの挨拶にありましたように、国土交通省国土政策局総合計画課の国土管理企画室長様がお出でになっておりますので、説明をよろしくをお願いします。

<国土のグランドデザイン2050（資料3）について国土交通省より説明>

（会長）

ありがとうございました。それでは、せっかくでございますので御質問等ございましたらお願いします。

（委員）

先ほど、人口減少社会は間違いない、そういうふうなことを明言できるようになったのはいつからかなと思うのです。減少社会を読んでいたら、あの年金制度をつくるわけがなかった。だけどつくった。それから今、コンパクトシティが当たり前のように皆さん言うし、当然そうだと思うのですけれども、どの市町も、これ静岡はやらなかったのですけれども、庁舎は広いところ、ちょっと外へ、病院は外へ、学校を外へ、そうしたら町に人がいなくなった。これは日本中でやってしまったのですね。私は、今を見ているからそう思うのですけれども、人口減少社会を読めていたとしたら、なぜそれを止めなかったのかというのが一つあります。

それから、これからの話で、地方への回帰、Uターンの促進、これは今、静岡県も求めているもので、大いに知恵を借りながらやっていこうと思うのですね。先ほどおっしゃいましたように、東京の大学へ行って、我々の時代はみんな帰って来たのですけれども、静岡は働くところがないからとか勝手に思って向こうへ行ってしまうのですね。何とか地方の魅力ある企業をアピールし、知ってもらおうとともに、親に知ってもらわないといけないみたいですね。子供がいいと言っても、親がそんな知らない会社へ行くなってことを言ってしまうので、その辺をこれから静岡もやっていくということです。

先ほどの最初のほうの、人口減少っていつごろから明言できるようになったのかというのを、もしわかったらお願いします。

（国土交通省）

人口が先々減少するというのは、実はかなり古くからわかっていたのはご承知のとおり

りでございます。ご質問は、それがいつから明言できるようになったかということだ
と思うのです。現行の計画等をつくったときに、人口減少になるということを書いてい
たわけでございますけれども、そのときにはここまで強くコンパクトシティですとか、
あるいは地方消滅という話はしなかったわけでございますし、人口1億人を維持する話
もしなかったわけでございます。

どうして出てこなかったかといいますと、人口維持を政府が言うなんてとんでもない
と、女性は産む機械ではないという話がございますけれども、反発があったかと思
います。コンパクトシティは移住の強制をするのかということ、あるいは過疎地域を見
捨てるのかという反発があったかと思えます。いずれにしても、実際に総人口の減少と
いうのは2008年から始まってございますけれども、地方はそれよりもずっと早く人
口減少しておりますので、実際に地域の人口減少で非常に困った問題が出てきたと。そ
れを目の当たりにして、日本も多数の方がこれを何とかしないとイケないという危機感
を持ったときに、今でも恐る恐るではあるのでございますけれども、人口減少を前提に
した社会をつくらないと困りますということを申し上げております。

今日は私も少し踏み込んで経済の話をいたしました。バス会社の3つを1つにしまし
ようと。これは地域にとってはとんでもない話でございます、そんなことできるわけ
がないというお話も当然あるわけでございますけれども、ちょっとこういった話も申し
上げてみまして、どういった御意見をいただけるかなということも、今でも恐る恐る申
し上げている段階でございます。

(委員)

もう一ついいですか。いずれにしても、そういう中で、今以上に電気エネルギーを使
う、人が減る、スピードがこれ以上求められるかわからない中でリニア新幹線が必要か
という声があるのですね。でも、あれはつくることになっている。静岡のことだけを考
えると、リニアができると、今、大変僕らが不便をしている東京との行き来が、「ひかり」
が「のぞみ」に変わって停まるようなことになることがあるのですけれども、リニアは
今からでもとめたほうがいい、やめたほうがいいという方がいるのですが、どうなの
ですか。

(国土交通省)

今日はローカルの経済の話ばかりでグローバルのほうはあまりしなかったのでござい
ますが、ローカル経済というのは基本的には住民を相手に住民が事業をする、言い方は
悪いですが、タコの足を自分で食べているようなところがございまして、人口
が減っていきますといずれじり貧になってまいります。やはり一方でグローバル経済と
いうものがありまして、外から稼いでもらわないとイケないところがございまして。
グローバルにつきましては、今、メガリージョンと言われておりますけれども、ニュー
ヨークなりパリなりワシントンというところは都市ではなくて、圏域を含めた総人口で
もって勝負をするという時代でございます。やっぱり数千万の人口を擁している、その
中で地域主役型の産業というものが育っていく、それはそういう人材もおりますし、マ

ーケットもあるというわけでございます。東京はそういう意味でいうと、メガリージョンというわけでございますけれども、さらにリニアができるということによって、東京、名古屋、大阪、あるいはその両端にある筑波研究学園都市、あるいは関西の研究学園都市、こういったものを一体として、世界一のスーパー・メガリージョンというものをつくって世界に打って出る。やっぱりこの世界は世界一であるかどうかということが非常に大事でして、世界2位では人は寄ってこない、あるいは一流の研究者は来てくれない、こういう現実がどうも研究をしている方にはあるようでございますので、日本もローカル経済を大事にしながら、一方、グローバルでどう稼いでいくかということがこれからの課題になっていく、そのためのリニアであるのかなと思っております。

(委員)

今、人口減少問題をいろいろお話しいただいたのだけれども、静岡県も北海道に続いてワースト2位というような報道がされて、その対応策をこれから具体的に進めていこうと。地方にあっても国全体にあってもそんなのだけれども、要は、一極集中になってきている。東京に全部集中してしまう、地方にあっても人口減少が一番大きい北海道にあっても、札幌は増えているという状況にあるわけですね。静岡県の中にあっても、今日は長泉町長もお出でいただいているし、私も長泉町ですけれども、増加している傾向にあっても、隣の、固名を出して申しわけないかもしれないけど、沼津市は県下一ぐらいに落ちているというような、地方にあってもここは増えている、ここは減少している、結果的に、トータル的には自然減のところも含めて、それから今日お話しいただいた社会減というようなところも含めて人口減少になっているわけですが、その一極集中的な状況というものは打破していかないと、地方主権、分権だというような、またコンパクトシティを全国地方にとということも言われるけれども、具体的にもっと一極集中にならないような仕組みづくりをしていかなければと思うのですが、まずそこはどうか。

それから、今日、いろいろなお話しいただいた土地利用の件ですけれども、同じ観点から見ても、たまたま静岡県は内陸フロンティア構想ということで、これは安倍総理も言っている東日本大震災を受けての東北地域のことも見据えた中で、事前復興ということが大きくかかわっているわけですね。静岡県は、東海地震それから東南海地震のことも含めて早くその対策をしていかなければいけないということの中で、新東名の開通をしていただいた、そしてそのアクセス道路の整備をされつつある。そこを拠点として事前復興を見据えた内陸フロンティア構想を進めようということで、総合特区になったところも、具体的に今日の審議の中でも動きつつある。これは非常に前置きと言ったらおかしいけれども、見えてきたということであれしきりなのだけれども、土地利用ということからすると、農振地域のところをどうするのということでは前に進まないところもかなりあるわけですね。この総合特区的な形で指定されたエリアというのはもっと早く将来計画、今日言われたように、10年先、20年先のあり方というものも、絵に描いたものを形にしていくということ、国のほうもしっかりできるようにしていただかなきゃ、岩盤規制だからというようなことではなくて、できるようにしてもらわなきゃいけ

ないわけです。なかなかそれが進まない、規制がかからないような、比較的簡易な土地利用ができるような状況のところはどんどん民間が、道路が整備された、ここは利用しやすいねということで民間開発が進んでいってしまうと、結果的にまた、乱開発というわけではないかもしれないけれども、総合的な絵を描いた将来、20年、30年先のあり方というものに沿った開発というものが進まないで、民間が勝手にどんどん進めてしまう、そんな形になろうかと思うので、やはり県が中心となって、市町と将来の構想を書いたものについて、当然地元がしっかり方向づけをしなければいけないし、対応をしなければいけないけれども、国はもっとどんどんとやってもらわなければいけないと思うのだけれども、その辺はどうなのですか。もう岩盤規制で前に進まないというのが非常に言われるわけなのですけれども、その2点をお願いします。

(国土交通省)

1点目は一極集中ということでございます。当然、東京一極集中というのは正しいか正しくないかといけないということは、東京から地方へということでございますが、おっしゃってありましたように、県の中でも一極集中しているところはないかということでございます。ここは難しいところでございまして、増田先生などが人口ダム論とおっしゃっておられますのは、例えば仙台にはある程度人口集中して、そこを東京に人が行かないようにダムにきなさいと。そうすると、女川の方は仙台へ行ってしまふかもしれないけれども、仙台であれば、土日でも女川に帰れますので、1時間圏ぐらいですねということで、そこで人口がとまるのではないかとということで、地域が全ての人口を維持する、とめるということは、これはもう無理だと。今まで総花的にやってきた政策の失敗の原因はそこにあるということで、ある程度規模の大きい中核中枢都市に人口を集めて、そこを人口のダムにきなさいという議論がございまして、これがいいかどうかはわかりません。

もう一つ、それ以外の地域でございましてけれども、総人口が減る中で、たとえ東京から地方に人が行ったとしても、地域の全ての人口を増やすということはできませんので、東京と地方の人口の引っ張り合いのほかに、地方都市の人口の取り合いというものがございまして、当然、大部分の地域では人口が減ってまいります。ですので、人口が減るということを前提に、こういった人がどうやって生活を維持して、どうやって雇用を維持していくかと、それで地域づくりを考えていく時代なのであろうかと思っております。

それが先ほど申し上げましたように、コンパクトとネットワーク化ということで、地域の生活基盤を残せませし、あるいは地域の公共交通、地域の足も残せませし、あわよくばそこで雇用をある程度出していくことによって地域の雇用を維持して、豊かな生活というのが、人口が少ないながらも回していくと、そういう地域を考えざるを得ないのかなと。人口増加を前提にして地域が発展する計画というものがこれからつくりにくくなる時代じゃないかなと思っております。ちょっとご回答になっているかわかりませんが、1点目です。

それから2点目の防災の観点ですね、土地利用規制の緩和等々の話でございましてけれども、東日本大震災の復興の状況を見ておられますと、岩手とか宮城の内陸部に平地が少

ないところは難しいわけですが、福島のように内陸部に平地があるところにつきましては、海岸の危険地域から移転をする際に、内陸部の高台などに移転をして、そこでコンパクトなまちづくりをしているという例がございます。国土全体の話で、これは地震、津波だけじゃなくて、広島のような例もありますけど、土砂災害ですとか、あるいは洪水ですとか、こういった危険地域を重ね合わせてみますと、日本の中で安全な地域、かつある程度平坦で人が住める地域というのは非常に少ないということがわかりました。であれば、その地域は非常に貴重なわけですので、例えば今そこが農業地域なのだけでも、ここが実は貴重な、人が住める安全な地域だということであれば、ここを将来の居住地に定めていくということは必要なのかなと思います。行政がそういう情報を出しまして、規制緩和、用途転換をするには大義名分といいますか、法定的な理由が要りますので、そういった情報もきちんと整理して出しながら、なのでここは用途転換をしてください、この規制は緩和してくださいと、こういう順番なのかなと思っておりまして、今、私どもでそういう情報を整理して計画の中で進めていきたいと思っております。

(委員)

企業の流出ということも今日お話がありましたけれども、静岡県、一つの要因としては、グローバル化した中で、産業構造の中では外へ出て、海外に出ていってしまっている。結果的に静岡県からも事業所が少なくなっているというところも一面ではあるかもしれないけれども、もう一つはやっぱり、津波とか地震というものに対する心配ということで、沿岸部から外へ転出したいよと。そのときに、やはり受け皿がないと、県の中でとどまっていけないで、県外へと流出をしてしまう。その受け皿をしっかり事前復興という観点の中であつくりとしていても、なかなか土地利用がうまくいかないところがあるわけだから、ぜひ国も、体制づくりというよりも、どうしたら静岡県が目指すところに即応していただけるかということを経験にしていきたいなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

この2050概要③を見て、これが基本戦略として進めていくということなのですが、県の役割、市町の役割ということで、何事も市町があつて県があつて国があつてと、それぞれがきちんとした機能で動いてくれることが暮らしを豊かにするというか、私たちの暮らしを守っていくということを前提にすると、この③を見た限り、国が何をやるのかしらということがあまり見えてきていなくて、基本的に、特に5番以降は県の総合計画の中でもこのぐらいただつたら入っているよなというのが感想としてあるのです。

要は、市町が頑張れということなのか、例えば5番の観光に関して、国の力であるならば空港の問題をどうするかとか、国際的な空港が、今、地域の中でどうなってハブ空港はどうするかということで、外の人に来てやすい環境をどうするか。また、観光客が増え

るということは移動をどういう形で効率的にやっていくのか。私は、毎年車で各国を回ったりするのですが、道路標識一つとってみても、何も言葉のわからない日本人が行っても、スペインでもドイツでもヨーロッパの国、要は先進国ですけれども、アメリカでも行きやすい表記の仕方があるのですね。そういう意味では、非常に外の人に来やすい環境で、ロシアだけはキリル文字で苦労はしたのだけれども、それと同じことを観光客の人たちに、日本の対策としてピクトの問題をどうするかとか、それを統一的にさせるにはどうするかとか、駅の動線をどうするかというような、主要なところで国がある程度コントロールをしないとできないところで、あとは地域がそれぞれの良さを生かして頑張っていくというところで引きつけていくかと思うのです。そのあたりの国、県、市町の役割というのをもうちょっときちんと言ってもらえないと、国がすっとなじょうなと。

それは、市町村合併のときに思ったのですけれども、静岡県はまじめですから、70 数市町村を 35 市町村にしたときに、地域に入って何で合併しなくちゃいけないのかということの説明し、都市構想計画をつくるのに話をするときには、国の政策がちょっとまずいことが起こって、合併をしない限り日本の国が成り立たなくなっちゃうのだよと。だからある意味、「国が一つごめんなさい」と言ってもいいよねなんていう話が出ていたのです。そこで言えるかどうかということは、自分たちの役割がちゃんと出来ていたかどうか、自分たちの役割は何だったかというところがわかるころだと思ふのです。こうぼんやり書かれてしまうと、国がやるべきことが見えてこない。

先ほどの中小企業が出ていってしまうという話もありましたけれども、地域の中小企業の人たちが、これだけ電気代が高くなって、物流代が高くなると、やっぱり地域にいられないよねという話もありますし、先ほどバスが、3つの会社が2つになれば地域の云々というけれども、例えば3つを2つにすると、例えば所得税が2年間払わなくていいよとか、法人税を5年間ぐらいはなしとか、還付されるとかかっていうような、税金に対する担保がつけば、それぞれの会社は頑張ると思うのですね。少子化の問題も、女性に産めよ産めよと言って行政が婚活というところに予算を使うよりは、日本の中で生まれた子を優秀な日本人に育てるための方策をどうするかとか、今、鎖国みたいな状況にしているけれども、外のアジアの人たちを日本の中に入れていく方策としてどうするのかというところをどこかできちんと、それは地方が考えることではないので、国がきちんと考えて、その中で地方はどうやって受け入れてもらえますかという話を投げかけてくれれば、地方は地方で頑張るし、検討するし、地元でも話し合いができるかなと思うのですが、その点、どうしてこういう感じなのでしょうかとお願いいたします。

(国土交通省)

確かに、今日の資料には国、県、市町村の役割というのは書いてございません。といいますのは、国土形成計画は2部構造になっておりまして、1部で大きな方向性、問題意識を打ち出しまして、2部で具体策を出しているということで、グランドデザインというのは1部に相当するもので、方向性は出しております。

例えば、観光で申し上げますと、これを細部に落とすとどうなるかといいますと、国の役割というのはビザの緩和でございます。これは具体的に進めておりますけれども、空港の、特に地方空港の機能拡張、検疫体制の確立、W i - F i のような外国人がそのまま使えるようなインターネットの整備、あるいは多言語の対応等、標識の問題も、多言語化というのを東京都で進めております。

これを、こういう方向性でいいということになりましたら、その次の段階で具体的に書いていくということが一つございます。

それから、コンパクトシティにつきましては、都市再生特別措置法、それから地域公共交通の活性化法、これを昨年の通常国会で提出しております。その中で居住の地域というのを定めまして、ここに移転をしていただくときには、例えば容積率を緩和しますよとか、あるいは税の控除をしますよという制度をつくってございます。あるいは、地域公共交通をつくるときには保証しますよとか、計画に入っていないところは、後で、いいところ取りをしないような規制をすとか、こういったことをやってございますので、国としては、こういう大方針が定まった後に個別を追加して具体化をして、出てくるということの一つあると思っています。

それから、そもそも論に戻りまして、国、地域の役割分担でございますけれども、例えば国土利用のコンパクト化ですとか、コンパクトシティもそうなのですが、国としては情報を出しまして大方針を示すわけでございますけれども、具体的に、どこの地域をコンパクト化して、どこが選択と集中の外側なのかというのを決めるのは、地域じゃないと決められないところがございまして、そういう意味で、地域の役割というものは今までよりも大きくなっていくのだろうと思っています。今までですから、国が決めるのか、あるいは県も含めて、ある意味、お上が決めるのかと、あるいは市場原理でもって、経済原理でもって市場が決めるのかというところが大きくあったわけでございますけれども、おそらく3番目として、地域の住民の方が話し合って、多少経済合理性が全くないと困りますけれども、私はないかもしれないけれども、ここはやっぱり地域の人は残したい、ここは少し撤退してもいいということで、地域の方が納得をして決めていくということがこれから必要になってくるのかなと思います。

それから、高次都市機能のところでも申しましたけれども、松江と米子の例は県を超える連携でございます。行政界というのが連携をする場合には、障害になるという場合もあるかと思っています。住民の利便性というものを考えた場合には、市町村、県を超えての連携ということもあり得るかなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。時間が大分オーバーしているのでね。よろしかったら、私からのお願いなのですが、せっかく資料があるというので、委員の皆さんに送付してください。それでは、これにて終わりたいと思います。

(司会)

ありがとうございました。審議会を閉会するに当たりまして、部長から一言、御礼申し上げます。

(事務局)

本日は長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。審議会で、大変有意義な御意見のあった点につきましては、私ども内陸フロンティアを中心として、開発にあたっては、とにかく景観、環境重視ということを第一に考えてやっておりますので、そういう事務的な中で気をつけながら、また、おっしゃられるような何らかの担保がとれるというか、そういうようなことについても研究してまいりたいと思います。

また、今日は国土交通省からもお越しいただきました。我々も、人口減少の克服というのを喫緊の課題としながら、短期的な人口減少を何とか抑制しようという取り組みと、それからある程度の人口減少はしょうがないので、長期的にわたってそういう減少社会の中でも対応できる仕組みづくり、両面作戦で今、人口問題を捉えて検討を進めているところでございまして、またそこら辺につきましても、様々なところで御意見をいただければと思います。

本日は長時間ありがとうございました。